

事務連絡
令和2年9月30日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付
企業主導型保育事業等担当室

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて(令和2年度)」の企業主導型保育施設への適用について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて(令和2年度)」の企業主導型保育施設への適用について(令和2年7月16日事務連絡)において、9月まで下記の取扱いとしているところですが、当該取扱いについて別添の子ども・子育て支援交付金と同様、令和2年12月までの間、引き続き継続することとします。

なお、上記措置は、令和2年4月から同年12月までの間の取扱いとし、令和3年1月以降の取扱いについては、病児保育の利用状況等を踏まえつつ、特例措置の縮小も含め検討し、改めてお示しすることとする。

本取扱いについて、企業主導型保育事業の実施者へ周知いただきますようお願いいたします。

記

病児保育事業を実施する企業主導型保育施設において、病児保育の提供に必要な看護師等の職員の雇用及び給与の支払いを従前と同様に維持し続けるなど、サービスの提供体制を確保していると認められる場合には、病児保育加算の単価の適用に当たって、協会において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない。ただし、この場合にあつては、前年同月の延べ利用児童数を上限とすることとする。

なお、協会においては、各月の月次報告の内容や指導・監査において、病児保育事業に関する職員体制及び給与の支払い等の事実を確認することにより、「サービスの提供体制を確保している」か否かを確認することとする。

(別添)

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 30 日

都道府県
各 指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局） 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における
病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記、病児保育事業の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」（令和2年7月10日付け事務連絡）により、令和2年9月末までの特例措置を講じるとともに、令和2年10月以降の取扱いについては、別途お示しすることとしていたところ です。

病児保育事業は、保育所等と同様、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域において病児保育事業の提供体制を維持していくことが引き続き必要であることに鑑み、今般、令和2年10月以降について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いします。

なお、下記を踏まえて、子ども・子育て支援交付金の所要額に変更等がある場合の取扱いについては、今後ご連絡いたします。

記

病児保育事業の特例措置については、令和2年12月までの間、引き続き継続することとする。

なお、上記措置は、令和2年4月から同年12月までの間の取扱いとし、令和3年1月以降の取扱いについては、病児保育事業の利用状況等を踏まえつつ、特例措置の縮小も含め検討し、改めてお示しすることとする。

以上

(子ども・子育て支援交付金の交付申請等について)
内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付
TEL: 03-5253-2111 (内線38456)

(病児保育事業について)
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL: 03-5253-1111 (内線4840)